

次のとおり、一般競争入札を行うので、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程（平成19年4月1日規程第19号）第5条の規定に基づき公告する。

令和元年6月27日

静岡県公立大学法人理事長 尾池 和夫

記

1 入札執行者

静岡県公立大学法人理事長 尾池 和夫

2 担当部署

〒422-8526 静岡市駿河区谷田 52 番 1 号

静岡県立大学事務局総務部施設室

電話番号 054-264-5105

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

静県大第 30034 号

(2) 業務名

令和元年度静岡県立大学教職員住宅維持管理業務

(3) 業務場所

静岡市葵区安東地内 他 12 箇所

(4) 業務概要

教職員住宅（13 棟・140 戸）及び附帯施設の維持管理業務

(5) 業務期間

令和元年8月1日から令和2年7月31日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県建設工事競争入札参加資格における業種「建築一式工事」の競争入札参加資格を有する者であること。

(3) 静岡市内に本社又は営業の拠点を有する者であること。

(4) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力

団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告日から令和元年7月3日（水）まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）の午前9時から午後4時まで（ただし、7月3日（水）は午前9時から正午まで）

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

公告日から令和元年7月3日（水）まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）の午前9時から午後4時まで（ただし、7月3日（水）は午前9時から正午まで）

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 返信先を明記した長形3号封筒（簡易書留郵便料金を含む切手392円分貼付のこと）

(3) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和元年7月17日（水）午前9時

(2) 入札執行場所

静岡市駿河区谷田52番1号

静岡県立大学一般教育棟2階2218演習室

なお、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 入札参加資格確認申請書もしくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

エ その他、現行諸規程により、入札時点において入札参加資格のない者とされている者の入札

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

8 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 照会窓口は、静岡県立大学事務局総務部施設室（電話番号 054-264-5105）とする。
- (3) 現場説明会は実施しない。
- (4) 詳細は入札説明書による。